

横浜市西区選挙管理委員会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市西区選挙管理委員会規程（昭和44年11月21日西区選管規程第1号）第8条に規定する会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、別記様式に規定する横浜市西区選挙管理委員会会議傍聴申請書（以下「申請書」という。）に自己の住所及び氏名を記入の上、所定の席につかなければならない。

2 傍聴の申請は、会議開始30分前から会議開始10分前までとする。

3 第1項において、申請書を提出した者が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、抽選により決定する。

4 前3項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であつて横浜市西区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という）が認める者は、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴の定員は、4人とする。ただし、前条第4項に定める委員長が認める者は含まない。

(会議を傍聴することができない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帶びている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をする者
それがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。
- (2) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 会議を非公開とするときは、傍聴人は退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、この要綱に違反した傍聴人に対して、退場を命じることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴することができない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号 _____

横浜市西区選挙管理委員会会議傍聴申請書

年　月　日

横浜市西区選挙管理委員会委員長 あて

年　月　日開催の横浜市西区選挙管理委員会会議の傍聴を申請します。

(申請者)

住　　所 _____

ふりがな

氏　　名 _____